

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月3日発行
Vol.99



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市HP「フォトレポ」より 4/1

小高区役所が再開

震災以降、小高区役所の機能を南相馬市役所内に移転していましたが、4月1日から通常どおり、証明書の発行や産業・建設などの業務を再開しました。



小高区役所開所式



小高区役所庁舎

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」より

- ・小高区役所が再開 ----- 1

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 2
- 浪江町 ----- 4
- 双葉町 ----- 8
- 大熊町 ----- 10
- 富岡町 ----- 13
- 川内村 ----- 15
- 郡山市 ----- 16

●東京電力からのお知らせ

- ・個人さまに対する家財賠償のご請求手続きの開始について--- 17

●交流ルームひばり通信

- ・「芸能春の陣2013」へのご招待 ----- 19
- ・今後の交流ルーム「ひばり」の運営体制について ----- 20
- ・避難者の皆さんお世話になりました ----- 20



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

2013.3.28現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	6,707	群馬県	293	兵庫県	42	富山県	9	佐賀県	4
宮城県	2,668	山梨県	129	京都府	39	愛媛県	9	熊本県	4
山形県	1,175	北海道	105	石川県	34	長崎県	9	奈良県	3
新潟県	1,064	岩手県	98	福井県	32	三重県	7	山口県	-
東京都	879	長野県	98	沖縄県	29	福岡県	7	徳島県	-
埼玉県	790	秋田県	97	岐阜県	17	大分県	6	宮崎県	-
茨城県	721	静岡県	84	滋賀県	16	鳥取県	5	鹿児島県	-
千葉県	565	愛知県	53	広島県	16	香川県	5	※海外	14
栃木県	552	大阪府	45	岡山県	12	和歌山県	4	合計	17,002
神奈川県	499	青森県	43	島根県	10	高知県	4	(3/21 17,136)	

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,776	喜多方市	81	棚倉町	24	金山町	7	浅川町	2
福島市	1,641	会津坂下町	63	三春町	22	矢祭町	6	矢吹町	1
いわき市	753	南会津町	46	下郷町	16	北塩原村	5	広野町	1
郡山市	628	猪苗代町	45	磐梯町	14	玉川村	5	合計	6,707
会津若松市	417	本宮市	38	西会津町	13	古殿町	5		
新地町	372	川俣町	36	会津美里町	12	石川町	5		
二本松市	157	鏡石町	32	小野町	12	平田村	3		
伊達市	145	西郷村	32	国見町	9	天栄村	2		
須賀川市	107	田村市	30	大玉村	7	泉崎村	2		
白河市	101	桑折町	26	只見町	7	鮫川村	2		



南相馬市

みなみそうまチャンネル。
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

番組内容 [3月25日～]

パソコン視聴・アクティブラ配信

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 小高中学校卒業式 [16分]
3. ふくしま浜街道 桜プロジェクト [9分]
4. ガンバレシブ 第39回～菜の花の辛子和え+はまぐりの潮汁～ [15分]
5. 歯磨き講座 第2回～高齢者編～ [12分]
6. 南相馬市・新潟大学 協定締結式 [3分]
7. 南相馬市健康づくり課からのお知らせ [2分]



みなみそうまチャンネルは、
交流ルームひばりのパソコンとテレビでもご覧いただけます。

復興計画等の進捗状況について(3月13日現在)

3月26日HP更新

進捗状況の概要

旧警戒区域内

除染や災害廃棄物処理については、国においてそれぞれの仮置き場設置が計画どおり進んでおらず、遅れている。

道路、水道、下水道などの生活インフラについては、平成24年度中に応急復旧を終える予定で、おおむね計画通りに進捗している。

小中学校や生涯学習施設、スポーツ施設は平成25年8月末を目途に復旧工事が完了する予定。

旧警戒区域外

除染については、山際で仮置き場の同意を得た6行政区から除染が開始されており、馬場、大谷地区で仮置き場の候補地が決まり、上栢窪についても候補地の協議を進めている。

平成25年1月29日に除染実施計画(第2版)を策定し、スケジュールの見直しを行っている。市民への計画内容の見直しについての周知は、2月15日号の広報みなみそまの配布に併せてパンフレットを同封した。

水道、下水道については、本復旧を終え、道路は被災道路124カ所のうち73カ所が本復旧を完了した。

また、防災集団移転事業は、希望住宅団地ごとにワークショップを開催し、早い地区で平成25年7月頃から順次分譲が開始できるよう進め、4地区の住宅団地造成工事を3月4日契約した。

災害公営住宅は、地震、津波被災者に対して、再度、電話による確認作業を実施するなど、全体の必要な戸数と敷地面積を把握し、早いところで平成26年2月から供用開始ができるよう推進している。

生活インフラはおおむね計画通りに進捗しているが、ほ場整備に関連する事業については、3月27日開催予定の復興整備計画協議会への提出に向け、同意取得を進めている。

各事業の進捗状況についてはホームページをご覧ください。

問い合わせ

復興企画部 企画課
企画係／復興推進係
帰還支援係

TEL 0244-24-5358

TEL 0244-24-5223

4月1日から小高区役所を再開しました

3月31日HP更新

小高区役所では、区内で操業を再開する事業所や一時帰宅する市民が増えてきていることを受け、4月1日から全課体制で業務を再開しました。これに伴い、区役所で発行する諸証明の交付が可能になります。

小高区役所での業務の再開は、被災箇所の調査や修繕などの業務を行うため、平成24年5月から産業建設課の全職員が常駐したほか、地域振興課の職員が交代で庁舎管理を含めた相談業務を行ってきました。

業務時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

連絡先

小高区 地域振興課 0244-44-2112
市民福祉課 0244-44-6711
産業建設課 0244-44-6802



問い合わせ

小高区 地域振興課

TEL 0244-44-2112



浪江町からのお知らせ

本宮市の仮設住宅の空間放射線量測定結果(3月19日測定)

3月27日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	11/28 晴	12/11 曇	12/27 晴	1/8 晴	1/22 雪	2/4 雨	2/19 曇	3/5 晴	3/19 晴
恵向仮設住宅(集会所掲示板脇)	0.20	0.18	0.20	0.20	0.18	0.19	0.18	0.17	0.19
恵向仮設住宅(談話室掲示板前)	0.27	0.26	0.28	0.27	0.26	0.24	0.24	0.28	0.25
高木仮設住宅(集会所掲示板脇)	0.30	0.28	0.29	0.28	0.24	0.27	0.26	0.26	0.26
小田部仮設住宅(談話室掲示板前)	0.21	0.19	0.20	0.18	0.15	0.18	0.19	0.17	0.18
石神第一仮設住宅(談話室東側)	0.27	0.26	0.26	0.26	0.21	0.24	0.24	0.23	0.24
石神第二仮設住宅(集会所西側)	0.31	0.25	0.27	0.26	0.23	0.25	0.22	0.24	0.24
和田石上仮設住宅(談話室西側)	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.15	0.14	0.14	0.15
栗木平仮設住宅(住宅中央)	0.20	0.18	0.20	0.18	0.17	0.18	0.18	0.16	0.18

桑折町、福島市内の仮設住宅の空間放射線量測定結果(3月21日測定)

3月27日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	11/30 曇	12/13 晴	12/28 曇	1/9 雪	1/23 晴	2/7 晴	2/20 曇	3/6 晴	3/21 晴
桑折駅前仮設住宅(第一集会所)	0.10	0.09	0.09	0.11	0.08	0.09	0.08	0.09	0.09
桑折駅前仮設住宅(第二集会所)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09
桑折駅前仮設住宅(第三集会所)	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.11	0.12	0.12	0.12
宮代第二仮設住宅(集会所)	0.17	0.16	0.16	0.16	0.13	0.15	0.15	0.14	0.16
宮代第一仮設住宅(集会所)	0.20	0.19	0.19	0.19	0.13	0.15	0.18	0.18	0.17
北幹線第一仮設住宅(北集会所)	0.11	0.10	0.11	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10
北幹線第一仮設住宅(南集会所)	0.12	0.11	0.12	0.12	0.10	0.10	0.11	0.11	0.12
笹谷東部仮設住宅(東集会所)	0.14	0.14	0.13	0.14	0.12	0.14	0.14	0.12	0.13
笹谷東部仮設住宅(西集会所)	0.20	0.21	0.21	0.19	0.18	0.18	0.19	0.18	0.19
南矢野目仮設住宅(北集会所)	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.10
南矢野目仮設住宅(南集会所)	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09
森合仮設住宅(中央)	0.33	0.32	0.33	0.32	0.24	0.27	0.28	0.30	0.27
しのぶ台仮設住宅(階段掲示板前)	0.10	0.09	0.09	0.09	0.06	0.09	0.08	0.09	0.09
旧佐原小学校仮設住宅(談話室)	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06

二本松市内の仮設住宅の空間放射線量測定結果(3月19日測定)

3月27日HP更新

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	12/27 晴	1/7 晴	1/21 晴 (積雪)	2/4 雨	2/18 曇	3/4 晴	3/19 晴
郭内公園仮設住宅 北出入り口	0.30	0.29	0.21	0.26	0.26	0.29	0.29
塩沢農村広場仮設住宅 集会所脇ポスト前	0.20	0.17	0.17	0.15	0.15	0.16	0.18
安達運動場仮設住宅 集会所A	0.28	0.29	0.22	0.24	0.24	0.23	0.24
安達運動場仮設住宅 集会所B	0.21	0.22	0.17	0.20	0.21	0.20	0.19
浪江小学校(旧下川崎小) モニタリングポスト	0.25	0.23	0.17	0.22	0.22	0.24	0.25
浪江中学校(旧針道小) モニタリングポスト	0.20	0.20	0.17	0.20	0.20	0.21	0.22
建設技術学院跡仮設住宅 談話室掲示板前	0.22	0.21	0.18	0.21	0.19	0.20	0.20
大平農村広場仮設住宅 談話室駐輪場脇	0.24	0.22	0.21	0.20	0.19	0.20	0.20
杉内多目的運動広場仮設住宅 F1西側	0.16	0.16	0.13	0.16	0.15	0.15	0.15
杉内多目的運動広場仮設住宅 集会所1掲示板前	0.17	0.19	0.14	0.16	0.16	0.17	0.17
旧平石小学校仮設住宅 集会所掲示板前	0.20	0.19	0.15	0.16	0.16	0.15	0.19
杉田農村広場仮設住宅 住宅花壇前	0.34	0.33	0.27	0.29	0.31	0.30	0.31
杉田住民センター仮設住宅 談話室西側	0.24	0.22	0.20	0.21	0.22	0.21	0.20
永田農村広場仮設住宅 集会所掲示板前	0.11	0.10	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09
岳下住民センター仮設住宅 談話室脇	0.32	0.28	0.23	0.24	0.27	0.24	0.26

問い合わせ

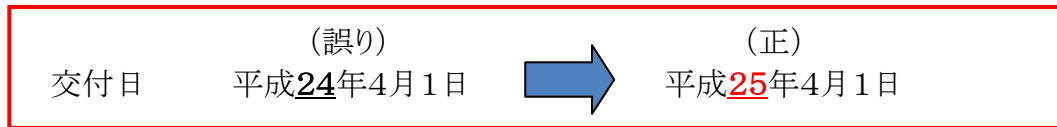
生活支援課 生活安全係

TEL 0243-62-0151

「浪江町通行証」の記載事項の誤りについて

3月27日HP更新

「浪江町通行証」を申請された方に、順次通行証を発送していますが、通行証中の発行日に誤りがありました。



すでに発送している通行証は、交付日が「平成24年4月1日」のままでも使用できます。
(※新たな通行証は発行しません。)

また、一部の方には誤って同じ通行証を2通送付しています。同じ通行証が2通届いた場合は、交付日が誤っている方の通行証を破棄していただきますようお願いいたします。
度重なる誤りで混乱させたことを深くお詫び申し上げます。

問い合わせ

生活支援課 生活安全係

TEL 0243-62-0151

Google マップのストリートビューのお知らせ

3月28日HP更新

Googleマップのストリートビューで、平成25年3月に撮影した浪江の町並みが公開されました。ストリートビューはGoogleマップの機能で、そこにいるかのように周りの風景を360°のパノラマ写真で見ることができます。

関連リンク

浪江町のストリートビュー公開について、町長がGoogle Japanブログに寄稿しています。

<http://googlejapan.blogspot.jp/2013/03/namie-sv.html>

浪江町のストリートビューを見るには、Googleマップで「浪江町」と検索し、青くハイライトされた道路上のご覧になりたい場所に、黄色い人形型のアイコン「ペグマン」をドラッグ、ドロップしてください。詳細な使い方は下記URLをご覧ください。

<http://www.google.co.jp/intl/ja/help/maps/streetview/learn/using-street-view.html>

ストリートビューに写り込んだ公開に適さない画像を見つけた場合は、ボカシ処理をGoogleに依頼することができます。

ストリートビューの画像上の【問題の報告】というリンクから、もしくは、専用窓口からご連絡ください。

<http://www.google.co.jp/intl/ja/help/maps/streetview/privacy.html>

※ 浪江町役場でも受け付けできます。その際は、建物の住所などをご用意の上、ご連絡ください。

問い合わせ

復興推進課 情報統計係

TEL 0243-62-4731

仮置き場設置にご理解を

4月1日HP更新

除染と仮置き場について

国(環境省)では、除染廃棄物を安全に一括管理するため、仮置き場を設置して除染作業を進めていきます。平成25年度除染実施(避難指示解除準備区域・居住制限区域)区域において、除染を進めるためには仮置き場の設置が不可欠なため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

仮置き場の最低必要面積

国(環境省)では、各行政区の世帯数および敷地面積等から、除染土壌等を保管するための大型土のう(フレコンバック)の概算数量と仮置き場の最低必要面積を算出しています。基本的に各行政区ごとに仮置き場を確保したいと考えています。

行政区ごとの仮置き場必要面積

避難指示解除準備区域となる行政区		居住制限区域となる行政区	
行政区	必要面積(ha)	行政区	必要面積(ha)
権現堂1区	0.2	川添北	3.3
権現堂2区	0.2	川添南	2.5
権現堂3区	0.2	上ノ原	1.6
権現堂4区	0.4	樋渡・牛渡	2.0
権現堂5区	0.4	田尻	3.6
権現堂6区	0.2	小野田	3.5
権現堂7区	0.2	谷津田	3.5
権現堂8区	0.2	立野上	4.6
佐屋前	0.2	立野中	4.0
高瀬	2.5	立野下	4.4
幾世橋	2.4	刈宿	3.1
北幾世橋北	3.5	加倉	2.9
北幾世橋南	2.2	酒田	3.1
北棚塩	5.5	合計	42.1
南棚塩	2.6		
請戸北	3.1		
請戸南	2.0		
中浜	0.4		
両竹	2.2		
西台	1.1		
藤橋	2.6		
合計	32.3		

※注意

- 表の面積は、除染で発生する廃棄物の量から推計し、平らな敷地に設置した場合の面積です。(不燃物5段積み、可燃物3段積みを想定しています。)
- 面積には、通路、作業スペース等は含まれておりません。
- 今後、除染方法等により必要面積が変わる場合があります。
- 複数の行政区で一つの仮置き場となる場合があります。
- 帰還困難区域は、モデル事業を実施し、その結果を踏まえ平成26年度以降除染を行うため、仮置き場の最低必要面積は実施の際に改めてお知らせします。

仮置き場候補地の選定の考え方

- ・まとまった面積であること(2ha以上が望ましい)。
- ・除染現場からのアクセスに優れていること(利用できる既存道路の有無)。
- ・緩やかな地形で、すぐにでも除去土壌等の搬入が可能であること。
- ・敷地内での水路の設置や湧水処理が可能であること。

仮置き場が決定しないと・・・

仮置き場の設置場所が決定しないと除染を始めることができません。ご理解ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

問い合わせ

環境省 福島環境再生事務所 浜北支所 浪江担当
TEL 0244-26-9912



双葉町からのお知らせ

福島県借上げ住宅への入居受付期限の延長について

4月2日HP更新

福島県災害対策本部から以下のとおり受付期限の延長の通知がありましたので、お知らせいたします。

- 福島県借上げ住宅の特例措置による入居受付の期限については、**平成25年5月31日まで**とし、同日までに入居する物件のみ受け付けすることとします。
平成25年6月以降の受け付けについては、現在、明確な結論が出ておりません。通知がありましたら改めてお知らせいたします。
- 県外から県内への借上げ住宅に住み替えする世帯についても、同様に特例措置による入居を引き続き受け付けします。
- 借上げ住宅の住み替えについては、真にやむを得ない事情がある場合に限り認められますが、詳しいことは下記までお問い合わせください。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 総務課

TEL 0480-73-6880(代)

国民健康保険被保険者証(保険証)の番号が新しくなりました

3月27日HP更新

保険証と一部負担金等免除証明書の番号が平成25年4月1日から新しくなりました。
新しい保険証と一部負担金等免除証明書は被保険者本人に書留郵便で送付しております。

(変更点)

	番 号
旧	記号 島84 番号 ●●-●●●● (2桁-4桁の数字)
新	記号 島84 番号 ●●●●●●●● (連続7桁の数字)

(新しい保険証)

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成 00 年 00 月 00 日
記号 島84 番号 1234567	
氏名 双葉 花子	性別 女
生 年 月 日	昭和 00 年 00 月 00 日
資格取得年月日	平成 00 年 00 月 00 日
交付年月日	平成 25 年 4 月 1 日
世帯主氏名 双葉 太郎	
住 所 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地	
保険者番号	0 7 1 2 4 1
保険者名 福島県双葉郡 双葉町	一部負担金の割合 一般 3割 0割 <small>調印済に達した日以降 最初の3月31日まで</small>

※窓口での負担等に変更はありませんので、必ず保険証と一部負担金免除証明書をご提示ください。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 健康福祉課 国保年金係

TEL 0480-73-7835

平成25年度町税の免除・減免等に関するお知らせ

4月1日HP更新

双葉町では、東日本大震災および原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき平成25年度の各税目について、次のとおり免除・減免いたします。

■免除・減免について

対象税目

町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

免除・減免の内容

▶個人町民税

内 容		減免の割合
平成24年中の 合計所得金額	500万円以下	全額
	500万円超750万円以下	2分の1
	750万円超1,000万円以下	4分の1
居住住宅の 損壊の程度	全壊または大規模半壊	10分の10
	半壊	10分の5

※上記のうち、2つ以上に該当する場合は、減免割合の大きいものを適用

▶法人町民税

東日本大震災および原子力災害により休業等となった法人について、休業届の提出があった法人(平成25年1月から平成25年12月までに決算期を迎える法人に限る。)

…均等割相当額の全額減免

▶固定資産税

- ・土地、家屋に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額免除
- ・償却資産に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額減免

▶軽自動車税

平成25年4月1日現在で、避難指示区域に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車…全額減免

▶国民健康保険税

被保険者全世帯…全額減免

■納期限の変更について

平成25年度軽自動車税の納期限を平成25年5月31日に変更します。

問い合わせ

双葉町埼玉支所 税務課

TEL 0480-73-7686



大熊町からのお知らせ

本格除染の説明会が開かれました

3月28日HP更新

大熊町の居住制限区域と避難指示解除準備区域で今年6月から着手する国による本格除染の説明会が、3月25日に会津若松市の扇町1号公園仮設住宅集会所、26日にはいわき連絡事務所で開かれました。

この本格除染は、環境省直轄により行われ、比較的線量の低い地域である中屋敷地区(旭ヶ丘、楓沢)、大川原地区(錦台・手の倉地区の一部を含む)とそれを結ぶ国道288号および県道35号を平成25年度で実施します。

除染は、対象世帯に対し除染方法などを説明し、同意を得た上で仮置き場の確保ができ次第着手されます。



除染方法

◇ 家屋および周辺

- 落葉、苔、泥等の除去
屋根や雨樋、庭等に堆積した落葉、苔、泥等を手作業で除去します。
- 拭き取り・ブラシ洗浄
屋根や外壁、柵等は、ウエス(布)等による拭き取りやブラシ洗浄を行います。
- 除草、草刈り
庭や家屋周辺の除草、草刈りを行います。
- 灌木、庭木等の枝払い
必要に応じて灌木や庭木等の枝払いを行います。
- 表土の除去
必要に応じて庭等の表土を除去します。

◇ 道路

- 落葉、苔、泥等の除去
道路や道脇、側溝に堆積した落葉、苔、泥等を除去します。
- 除草、草刈り
道路や周辺の除草、草刈りを行います。
- 洗 浄
舗装された道路等は、デッキブラシ等により水を用いて洗浄します。
必要に応じて高圧水洗浄、ブラスト(表面切削処理)を行います。
- 表土の除去
未舗装の道路等は、必要に応じて重機を使用して表土を削り取ります。
※高圧洗浄等で発生した水については適切な排水処理を行います。

次ページへ続きます ▶

◇ 農地等

- 落葉、ごみ等の除去
農地や水路等の落葉、ごみ等を除去します。
- 除草、草刈り、灌木等の枝払い
農地や周辺の除草、草刈りを行います。
- 表土の除去
重機を使用して農地等の表土を削り取ります。
状況により、反転耕や深耕を行います。

◇ 森林

- 落葉等の除去
林縁から20m程度の範囲について、森林内に堆積した落葉や枝葉等を除去します。
- 除草、草刈り
農地や周辺の除草、草刈りを行います。
- 立木の枝打ち
林縁部周辺の常緑針葉樹は枝打ちを行います。

仮置き場の選定について

除染の実施にあたって仮置き場が必要となりますが、仮置き場の設置は、環境に影響を与えず除染等廃棄物の発生を少なくする必要がありますことから、現在、田畑の借地を検討しています。

仮置き場は、大川原地区に3カ所、隣接する野上地区に2カ所、中屋敷地区に1カ所を候補地としています。

仮置き場予定位置図



仮置き場に必要とされる安全性

◇ 放射線の遮へい

厚さ30cmの土やコンクリートは、放射線量を98～99%減少させることができます。よって、仮置き場近辺での空間放射線量もほぼ周辺環境と同じになります。

◇ 放射性物質の閉じ込め

放射性セシウムを仮置き場に閉じ込めておくためには、セシウムを吸着しやすい粘土を含んだ土壌等を適切な厚さで敷設します。

問い合わせ

環境省 福島環境再生事務所 会津支所

TEL 0242-23-7970

借上げ住宅の住み替えについて

3月29日HP更新

現在、就労・就学等による住み替えは一度に限り認められていますが、5月1日以降、下記のとおり住み替えが制限されます。

貸主都合による住み替え

入居者に落ち度がなく、貸主の都合により退居しなくてはならないとき。

- (例) ・老朽化等により住宅を取り壊す場合
- ・貸主が変わったことにより退居を求められた場合 など

遠方から地元方面に戻る住み替え

- (1) 県外から県内へ戻る場合
- (2) 就学、就労により現在の避難先から地元方面に戻る場合
(例) 会津若松市から郡山市、いわき市など
ただし距離は遠くなるが、移動時間が短縮される場合も可

※就労による住み替えで転勤に該当する場合は、救助費、東電賠償のどちらでも支払いできないので、自己負担となります。

やむを得ないと判断される場合

- (1) 病気・けがの場合
 - ・2階以上に居住している避難者が、疾病などにより階段の昇降ができなくなった場合
 - ・住居に起因するストレスにより、精神疾患を煩い医師から住み替えの必要性を求められた場合 など
- (2) 事件・事故の場合
 - ・ストーカーに住居を判断され危険が迫っている場合
 - ・隣人トラブルにより隣人から暴行を受けた、あるいは受けそうになった場合 など

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 生活支援課
0120-26-3844(代)



富岡町からのお知らせ

「届出避難場所証明書」の発行

【更新】

4月1日HP更新

東日本大震災における原子力発電事故により、住民票を移さずに避難を余儀なくされている住民の方を対象に、原発避難者特例法に基づく「届出避難場所証明書」を交付します。

「届出避難場所証明書」は、富岡町に避難先を届出している方に、届出している避難場所に相違がないことを証明するもので、民間契約等の際に、避難場所の証明を求められた場合などに使用できます。

対象者

現在、富岡町の住民基本台帳に登録されている方で、富岡町に避難場所を届出している方
※避難場所の届出をしてない方や避難場所を移動されて未届けの方は避難場所の届出をしてください。

手数料

無料

受付場所

富岡町役場郡山事務所企画課・各出張所

必要なもの

- 本人確認できるもの

写真付きの場合	1種類(運転免許証、パスポートなど)
写真付きがない場合	2種類(保険証と年金手帳、保険証と年金証書など)
- 印鑑

請求できる方

本人または同一世帯の方 ※代理人が申請する場合は、委任状が必要となります。

郵便請求する場合に必要なもの

- 請求書(町ホームページからダウンロードできます。)
 - ※任意様式も可
 - 任意様式の場合に記載する必要項目
 - ・請求手続者の、富岡町の住所、氏名、生年月日、性別、連絡先
 - ・必要な方の、富岡町の住所、氏名、生年月日、性別、避難場所、当該避難場所における滞在開始日、必要部数、請求者との関係、請求事由(使用目的)
- 返信用封筒(切手を貼る)
 - ※必要な方の避難場所以外のあて先には送付できません。
 - ※速達などを希望される場合は、必要な料金分の切手を貼ってください。

次ページへ続きます

- 請求手続者本人確認ができる書類のコピー
 - 写真付きの場合 1種類(運転免許証、パスポートなど)
 - 写真付きがない場合 2種類(保険証と年金手帳、保険証と年金証書など)

【郵便請求先】
〒963-0201
福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
富岡町役場郡山事務所 企画課情報統計係

※ファックス、電子メールによる申請はできません。

問い合わせ 企画課 情報統計係 ☎0120-33-6466(代)

区域再編に伴う包括請求に係る追加支払いスケジュール 3月28日HP更新

第5期目の包括請求で合意をされている方につきまして、区域の再編に伴い「包括追加支払い通知書」を東京電力(株)より3月25日(月)に発送しております。
口座変更等のお問い合わせを4月4日(木)までとしており、その後、一週間程度振込手続きの時間を要するとのことから、ご請求者様の指定口座への振込日は、案内送付から3~4週間後の4月中旬頃を予定としております。

問い合わせ 東京電力株式会社福島原子力補償相談室
☎0120-926-404 (受付時間:午前9時~午後9時)

富岡町ライブカメラ(試験運用中) 3月29日HP更新

富岡町の現在の様子をご覧になれます。
撮影場所は、東風荘、夜の森駅前ロータリーの2カ所です。

※現在試験運用中のため、事前通知を行うことなく本システムを一時停止、休止、中断等を行うことがあります。ご了承ください。

● 双葉Webカメラシステム(仮称)
http://www.futabagun.jp/futaba_camera/portal?init=2





川内村からのお知らせ

原発避難者特例法に基づく届出避難場所証明書の交付について

3月27日HP更新

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により、住所を移転せず、川内村外への避難を余儀なくされた方に対して、生活上の支障が生じないよう、平成25年4月1日から「届出避難場所証明書」を交付しています。

これは、届出している避難場所を証明するもので、民間契約等の際に、相手方から避難場所の証明を要求された場合などに使用できます。

対象となる方

現在、川内村の住民基本台帳に登録されている方のうち、村外へ避難されている方で、川内村もしくは避難先市区町村に避難場所を届出している方

届出避難場所証明書の請求

川内村役場、川内村役場郡山出張所の窓口に設置している申請書に必要事項を記入し請求してください。郵送による請求も受け付けします。

請求者

本人または住民基本台帳において同一世帯の方
※これ以外の方が請求する場合は委任状が必要となります。

**手数料
無料**

問い合わせ

住民課 住民係

TEL 0240-38-2113

証明書手数料・使用料・貸付料の徴収のお知らせ

3月27日HP更新

平成23年3月11日の東日本大震災後は、被災者に交付する手数料や使用料など免除しておりましたが、平成25年4月1からは次のとおり徴収することになりましたのでお知らせいたします。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

戸籍・住民票・税関係

・住民票抄本	200円	・住民票謄本	200円	・印鑑証明書	200円
・住基カード	500円	・戸籍附票	200円	・戸籍抄本	450円
・戸籍謄本	450円	・改製原戸籍謄本	750円	・除籍謄本	750円
・身分証明書	200円	・税務証明	200円	・評価額証明書 (4枚以上)	400円

使用料・貸付料

- ・村有地貸付料……………貸付金額の2分の1を徴収します。
(ただし、旧警戒区域内は、減免を継続します。)
- ・農業集落排水施設使用料……………基本料金のみ徴収します。

問い合わせ

総務課 財務係

TEL 0240-38-2111



郡山市からののお知らせ

4月1日、市役所本庁舎での業務を再開

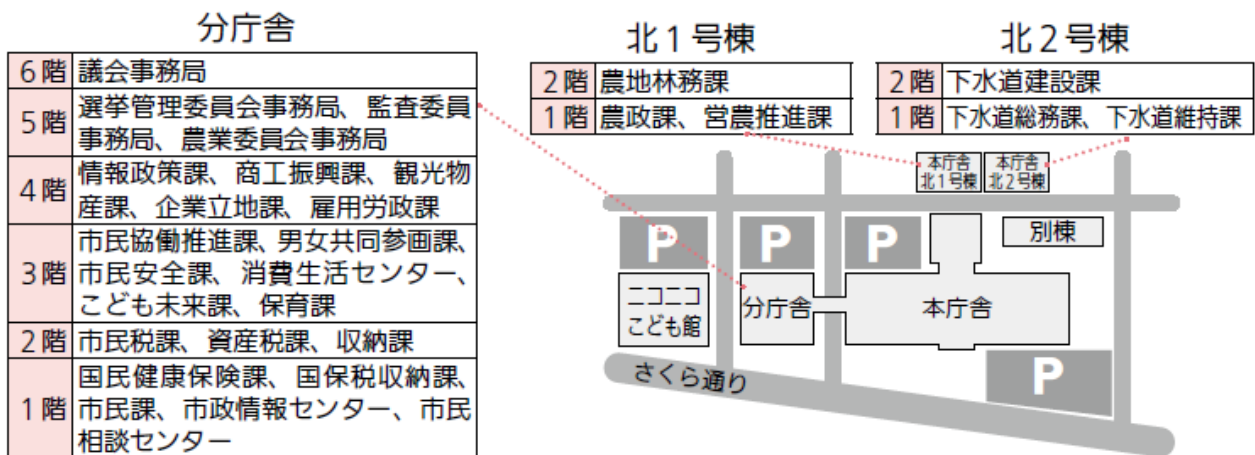
3月27日HP更新



東日本大震災により甚大な被害を受けた市役所本庁舎は、昨年4月から改修工事を進めてきましたが、改修工事が完了し、4月1日から本庁舎での業務を再開しました。

震災以降、ミューカルがくと館や保健所で業務を行っていた所属も、4月1日から本庁舎に戻り業務を行っています。

なお、これに伴い、分庁舎と北1・2号棟の所属配置が下図のように一部変更になりました。ご注意ください。



問い合わせ

財務部 管財課

TEL 024-924-2051

個人さまに対する家財賠償のご請求手続きの開始について

(3月29日プレスリリースより抜粋)

平成25年3月29日
東京電力株式会社 福島復興本社

このたび、個人さまが所有する家財の賠償について、以下の通りご請求手続きを開始させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点において避難指示区域内に居住されていた方または、避難指示区域外に居住されていたものの避難指示区域内に住宅を所有または賃借されていた方(以下、「避難指示区域外に居住されていた方」)を対象とさせていただきます。

なお、避難指示区域内に居住されていた方につきましては、世帯単位でご請求いただきます。

2. お支払いの対象となる損害

当社事故発生時点において避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費を対象とさせていただきます。

3. お支払いする金額

今回の賠償においては、個別の損害を証明していただくことなく、合理的な範囲で賠償金をご請求いただけるよう、以下のとおり「定型賠償」を実施いたします。また、個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が「定型賠償」による賠償金額を超える場合につきましては、「個別賠償」として超過分を賠償させていただきます。なお、「個別賠償」の具体的なお請求方法につきましては、改めてお知らせいたします。

(1) 避難指示区域内に居住されていた方に対する定型賠償

a. 一般家財の賠償

多くのご請求者さまが一般的に所有されていることが想定される家財について、当社事故発生時点の世帯人数および家族構成に応じて以下の金額を設定させていただき、お支払いさせていただきます。

居住されていた場所	世帯構成	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)	
		学生	世帯 基礎額	加算額	
				大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域		325万円	40万円	475万円	60万円 40万円
居住制限区域		245万円	30万円	355万円	45万円 30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直し完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

次ページへ続きます ▶

b. 高額家財の賠償

避難等にもなう管理不能等により1品あたりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、前ページaとは別に1世帯あたり20万円を定額にてお支払いさせていただきます。

(2) 避難指示区域外に居住されていた方に対する定額賠償

当社事故発生時点において避難指示区域内に自己使用目的で所有・賃借している住宅内で所有されている家財に管理不能等による毀損が発生した場合は、簡易にご請求いただく観点から、修理・清掃費用相当額として、所有者お一人さまあたり10万円を定額にてお支払いさせていただきます。

4. その他のお取り扱い

(1) 地震・津波による損害のある住宅内に存在する家財のお取り扱い

家財が存在する住宅が地震により倒壊または津波により流失した場合は、帰還困難区域における世帯人数・家族構成に応じて算定した一般家財の賠償金額の20%をお支払いさせていただきます。なお、住宅の地震・津波による損害が、全損、半損、一部損であった場合には、賠償金額を控除せず、100%をお支払いいたします。

(2) ペットのお取り扱い

避難生活を余儀なくされたことにより、離別あるいは死別されたペットにつきましては、原則、前ページ3.(1)aにて賠償させていただきますが、購入時金額が30万円以上の場合は「個別賠償」のお支払いをする際に購入金額の全額を賠償させていただきます。また、犬や猫等につきましては、離別・死別に対する精神的損害も考慮させていただく場合がございますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル」までご連絡ください。

なお、当社事故発生時点において旧緊急時避難準備区域等に住宅を所有されていた方のペットにつきましても、同様のお取り扱いとさせていただきます。

5. 請求書類の発送および受け付け

家財に係る請求書類につきましては、当社事故発生時点において避難指示区域内に居住されている方のうち、これまで当社に賠償金のご請求をされている世帯の代表者の方を対象に、本日より発送させていただき、受け付けを開始いたします。

なお、お支払いの対象となる方のうち、避難指示区域外に居住されていた方や、これまでに当社に賠償金のご請求をされていない方、郵送先に変更のある方などにつきましては、誠に恐れ入りますが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル」までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、請求書類をご覧ください。

土地・建物・家財の賠償に関するお問い合わせ先

福島原子力補償相談室 土地・建物・家財の賠償に関するご相談専用ダイヤル
☎ 0120-926-596 (受付時間: 午前9時～午後9時)

※ 土地・建物・家財以外の本賠償や償却資産に関するお問い合わせにつきましては、誠にお手数をおかけしますが、福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください。

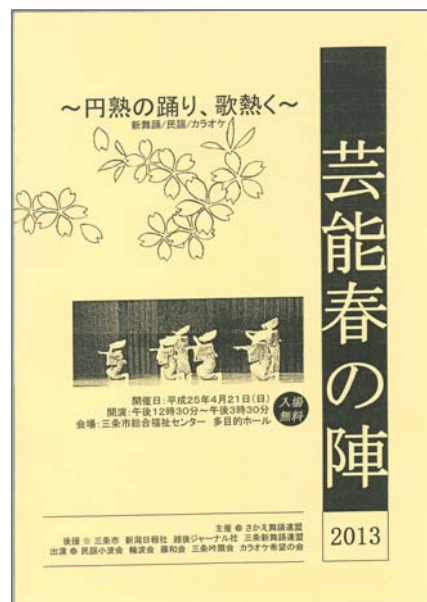
「芸能春の陣2013 ～円熟の踊り、歌熱く～」 へのご招待のお知らせ

●と き **4月21日(日)** 午後0時30分～3時30分
●ところ **三条市総合福祉センター 多目的ホール**

●新舞踊を中心に民謡、カラオケ、歌謡吟など多彩な演目で、皆さまに楽しんでいただきます。

☆芸能春の陣2013プログラム

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 栄町音頭 | 18. 恋の酒 |
| 2. 寿ぎの舞 | 19. 三条凧ばやし |
| 3. 波乱万丈 | 20. 三条おけさ |
| 4. ゲイシャワルツ | 21. 三条凧合戦 男のロマン |
| 5. 清盛残照 | 22. 明治一代女 |
| 6. 旅路の女 | 23. ぐんちのぼせ |
| 7. 戦友 | 24. おけさ海峡 |
| 8. 最上川舟歌 | 25. 母の暦 |
| 9. みちのくひとり旅 | 26. 雪の宿 |
| 10. 新潟の人 | 27. 流れて津軽 |
| 11. いっぽんの松 | 28. 夫婦一生 |
| 12. そして神戸 | 29. 一剣 |
| 13. 坂本龍馬～青嵐の夢～ | 30. 男安兵衛喧嘩花 |
| 14. 田原坂 | 31. 佐渡おけさ |
| 15. 麦屋節 | 32. 四季の歌 |
| 16. また君に恋してる | 33. お手を拝借 |
| 17. 年輪 | |



チケット(無料・抽選番号付)とプログラムを
交流ルームひばりでお預かりしています。
ご希望の方はご連絡ください。

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 9:30～15:00 [休館日] 火曜日・木曜日

～とり急ぎお知らせします～

今後の交流ルーム『ひばり』の運営体制について

新体制への正式移行までの準備期間中は、下記のような運営になります。ご了承ください。

★移行準備期間 4月1日(月)～30日(火)

★開館時間 午前9時30分～午後3時

★休館日 火曜日・木曜日

日	月	火	水	木	金	土
○	○	休	○	休	○	○

避難者の皆さんお世話になりました

交流ルームひばりに従事して1年5カ月、避難者の皆さんと接し多くの事を学ばせていただき、そしてご協力をいただいた事に感謝しています。ひばりスタッフとして、少しでも皆さんの力になれたか分かりませんが、皆さんに支えられて今日まで従事する事ができたと思っています。

平成25年3月31日(日)で私たちはひばりを離れ、自身の人生・家族の事などを考え、頑張って行こうと思っています。今後もしばらくは三条市にお世話になり、皆さんと一緒に今の困難な状況を乗り越えていけたらと思っています。

4月1日(月)から交流ルームひばりは、新スタッフのもと新体制での運営になりますのでよろしくお願い致します。今までありがとうございました。



ひばりスタッフ 野村



吉岡

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0120-455-770	双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
大熊町	0120-26-3844	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している世帯数(2013.4.3 現在)

市町村名	世帯数
南相馬市小高区	40
南相馬市原町区	6
南相馬市鹿島区	1
浪江町	8
双葉町	4
大熊町	1
富岡町	2
川内村	1
いわき市	1
郡山市	7
合計	71